

業務部速報

No. 106

発行 12. 5. 22

JR東労組 業務部

「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」に関する
申19号 **「組合案」実現** を求める申し入れ **第3回交渉②**

【第16項】SL等の特殊な車両にかかわる検査・修繕業務はJR本体がおこなうこと。

組合の主張

SL・DL・EL・客車といった特殊車両は、JR本体で検査・修繕すべきだ！

会社の回答

SLについては今の検査体制を維持する。それ以外は基本的に委託する業務と考えているが、各箇所の特情に応じて一律に切り分けられないことは理解している。

一律に切り分けられないため、職場実態を踏まえ地方で議論を深めることを確認！

【第17項】異常時対応など本線に直結する信号、分割・併合業務はJR本体がおこなうこと。

信号業務や駅での分割・併合作業時、作業責任者を介すると時間のロスが発生する。安定輸送できるのか？

色々なケースが想定されるが、作業責任者を介することはコンプライアンス上必要。極めて支障がでるような状況にはならないと認識している。10秒20秒はかかるかもしれないが……。

異常時に作業責任者を介せば、益々輸送混乱は拡大する。本線にあたりが出てもやむを得ないということか？

作業責任者を介することは大前提だ。時間は今よりもかかるが、それにより、とんでもない状況になるとは考えていない。本線上にあたりが出る可能性は否定できないが、悪化しないように努力する。

私たちの現場実態に基づいた議論に対し、会社回答は机上論ばかりで全くかみ合わない！

異常時のフォロー体制の提出を求め、17項途中で交渉を中断！！

継続して会社と議論していきます！！

次回交渉
5月30日